

一般社団法人葉山町シルバー人材センター 配分金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人葉山町シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員の就業に伴う配分金(包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。)に関する必要な事項を定める。

(現金、直接、全額支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として現金で直接その全額を支払うものとする。ただし、配分金は、会員との合意によって、会員が指定する金融機関に振り込む方法をもって支払うことができる。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金について原則として毎月末日に締切り、翌月25日までに支払うものとする。ただし、仕事の完成後その仕事に対する配分金を会員が特に請求した場合には、当該請求に係る配分金を可及的速やかに支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

(配分金基準)

第5条 会員の就業に対する配分金の基準は、別表のとおりとする。

2 配分金は仕事の種類、内容等を考慮して定め、別表により難しい場合の作業単価、請負金額、損料・交通費等の経費及び単位当たりの単価等は前例等を参考にその都度取り決めることとする。

(消費税の改定)

第6条 消費税の改定があった場合は、作業単価等消費税対象となる配分金は法令の実施日より改定する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月4日に施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日に施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月17日に施行する

附 則

この規程は、令和7年4月1日に施行する